

平成18年5月16日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長  
里 見 治  
(コード番号 6460 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員  
堀 田 正 君  
(電話番号 03-6215-9955)

当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員  
および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成18年5月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領にて、当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成18年6月20日開催予定の当社第2期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社ならびに当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高め、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対し、金銭の払込を要することなく新株予約権を割当てるものであります。
2. 新株予約権の割当の対象者  
当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に新株予約権を割り当てるものとする。
3. 新株予約権の内容  
(1) 新株予約権の目的である株式の数  
当社普通株式2,770,000株を本総会の日から1年以内に発行される本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

27,700個を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使金額」という。)に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、当該株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(無償割当の場合を含む。ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権社債に付されたものを含む。))および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合には除く。)は次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と合併する場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令または当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、または次の②ないし④に規定する場合はこの限りではない。
- ② 対象者たる当社の執行役員および従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ. ないしハ. に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

- イ. その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
  - ロ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社子会社へ転籍した場合
  - ハ. その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合
- ③ 対象者たる当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ. ないしハ. に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。
- イ. その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
  - ロ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合
  - ハ. その地位の喪失後、ただちに当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合
- ④ 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については後記⑥に掲げる新株予約権割当契約の定めによるものとする。
- ⑤ 新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ⑥ その他、新株予約権の行使の条件は、本株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由  
当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 組織再編時の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新

- 株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第(2)項に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
第(4)項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
第(6)項に準じて決定する。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得  
第(9)項に準じて決定する。
- (11) 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権証券を発行しない
- (12) その他  
本新株予約権の発行に関する細目事項については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会において決定するものとする。
- (注) 上記内容については、平成18年6月20日開催予定の当社第2期定時株主総会において「当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上